

ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～

VOL. 47



クレジット契約の落とし穴にご注意！！の巻

今月の売上実績に
協力して
もらえませんか
絶対に迷惑は
かけませんから
お願いしますよ

クレジットに
名前だけ
貸して
もらえませんか
もちろん
支払はこっちで
します。



ちょっと待った！
名義貸しは
あなたの責任になります！



高級車
クレジットで
買ったけど

支払が大変
まだまだ続く
...

そうだと
売っちゃえば
いいんだ！

ちょっと待った！
その車はまだ、あなたのものでは
ありません！

◎クレジットで商品を買った場合、支払いが完了するまで商品の所有権はクレジット会社にあります。商品を手勝手に処分することはできません。

◎「名義貸し」はクレジット会社をだます行為になります。
絶対に名前を貸してはいけません！！

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターにご相談下さい。

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 ビッグ愛8F

電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

(平日) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ)

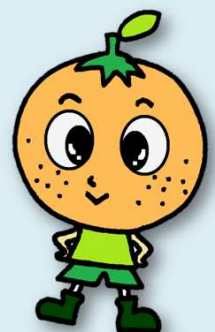
(祝日・年末年始を除く)

●和歌山県消費生活センター紀南支所

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943

(月~金) 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)



みかすけ